



# 埼玉県報

第 2947 号  
平成 29 年(2017 年)  
10 月 27 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県税務システム運用管理業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 鳥獣保護区の更新（大宮公園）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（西武蔵）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（美里）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（神流湖）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（越谷）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（男衾中学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（上尾）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（かわせみ河原）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の変更（観音山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（西部年金センター）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大附）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（長瀬）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（秩父）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（大久保山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（利根川総合運動公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（蒔田）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（露梨子）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川里）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（瀬戸）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（滑川羽尾）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（菅間）（みどり自然課）
- 指定猟法禁止区域の指定（入間川）（みどり自然課）
- 平成 29 年度埼玉県准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 平成 29 年埼玉県告示第 270 号の一部を改正する告示（産業人材育成課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道上長瀬停車場線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道石間下吉田線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道石間下吉田線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道行田市停車場酒巻線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道行田市停車場酒巻線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道行田市停車場酒巻線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センターの新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県税務システム運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年9月27日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

257,035,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年8月1日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十一号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る大宮公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

大宮公園鳥獣保護区

### 二 区域

平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号で告示した区域（面積六十五・二ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十二号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る西武蔵鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

西武蔵鳥獣保護区

#### 二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十六号で告示した区域（面積九百十三ヘクター）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

#### 四 保護に関する指針

##### イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### ロ 指定目的

鳥獣の生息環境の保護

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十三号

平成十九年埼玉県告示第千五百四十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る美里鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

美里鳥獣保護区

### 二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十七号で告示した区域（面積百九十四ヘクター）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

鳥獣の生息環境の保護

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十四号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る神流湖鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

神流湖鳥獣保護区

### 二 区域

昭和五十二年埼玉県告示第千四百十二号で告示した区域（面積二百八十八ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

集団渡来地の保護区

#### ロ 指定目的

渡り鳥の生息環境の保護

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十五号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十七号（鳥獣保護区の更新について）に係る越谷鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

越谷鳥獣保護区

### 二 区域

昭和六十二年埼玉県告示第千六百三号で告示した区域（面積百四十五ヘクター）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

希少鳥獣の生息環境の保護

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十六号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る男  
衾中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

男衾中学校鳥獣保護区

### 二 区域

昭和五十二年埼玉県告示第千四百十二号で告示した区域（面積四ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十七号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る上尾鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

上尾鳥獣保護区

### 二 区域

平成十九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した区域（面積六・三ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

鳥獣の生息環境の保護

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十八号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十号（鳥獣保護区の指定について）に係るかわせみ河原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

かわせみ河原鳥獣保護区

#### 二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域（面積六十七・一ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

#### 四 保護に関する指針

##### イ 指定区分

集団渡来地の保護区

##### ロ 指定目的

当該区域は深谷市、大里郡寄居町にまたがる荒川の中流域で、ハクチョウなどの渡り鳥が越冬の中継地点に利用していることから、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

## 告示

### 埼玉県告示第千四百四十九号

平成二十六年埼玉県告示第千三百九十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

観音山鳥獣保護区

#### 二 区域

秩父郡小鹿野町大字飯田地内の一般国道二九九号と小鹿野町道三〇六号線との接点を起点とし、同地点から同国道に沿って西に進み、小鹿野町大字三山三九〇番地先で一般国道二九九号と山道との接点に至り、同地点を山道に沿って北西に進み、尾根に至り、同地点から尾根に沿ってさらに北西に進み、小鹿野町大字飯田と同町大字藤倉との境界に至り、同地点を右折して同境界に沿って北東に進み、牛首峠に至り、同峠を左折して山道に沿って北西に進み、小鹿野町道を経て一般県道藤倉吉田線との接点に至り、同地点を右折して一般県道藤倉吉田線に沿って東に進み、秩父郡小鹿野町と同郡吉田町との境界を経て一般県道吉田万場線との接点に至り、同地点を右折して一般県道吉田万場線に沿って南東に進み、主要地方道皆野両神荒川線との接点に至り、同地点を右折して主要地方道皆野両神荒川線に沿って南に進み、秩父郡吉田町と同郡小鹿野町との境界を経て小鹿野町道三〇六号線との接点に至り、同地点を右折して小鹿野町道三〇六号線に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（千百八十一・三ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

#### 四 保護に関する指針

##### イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### ロ 指定目的

この区域は、県立西秩父自然公園の一角に位置し、二次林と植林地が混在する山林地域と田畑や住宅が点在する山村地域からなり、合角ダムのダム湖がある。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。自然に対する理解を深め、鳥獣を保護することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

西部年金センター特定猟具使用禁止区域（銃）

#### 二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百八十七号で告示した区域（面積二百九十七ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

大附特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百十六号で告示した区域（面積五百八十四ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

## 埼玉県告示第千五百五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

長瀬特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成三年埼玉県告示第千五百号で告示した区域（面積六百十九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

秩父特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百八十六号で告示した区域（面積千二百六十三ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

大久保山特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

昭和六十二年埼玉県告示第千六百十九号で告示した区域（面積三百四十二ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

利根川総合運動公園特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

昭和六十二年埼玉県告示第千六百十号で告示した区域（面積五百二十ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

蒔田特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

昭和六十二年埼玉県告示第千六百九号で告示した区域（面積三百五十ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

露梨子特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十六号で告示した区域（面積三百三十三・七ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千五百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

川里特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十五号で告示した区域（面積八百四十・五ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 告 示

### 埼玉県告示第千五百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

瀬戸特定猟具使用禁止区域（銃）

#### 二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百六十八号で告示した区域（面積三十六・六ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

滑川羽尾特定猟具使用禁止区域（銃）

#### 二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百六十九号で告示した区域（面積三十八ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

菅間特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

川越市大字菅間地内において、川越市道三千三十五号線と入間川右岸の堤防との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、川越市道二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、川越市道二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、川越市道二千四百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤に沿って東に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤に沿って東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、入間川右岸の堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同堤防に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積四百九十五・八ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

入間川指定猟法禁止区域

#### 二 区域

川越市大字府川地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川入間川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って南東に進み、主要地方道川越上尾線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北に進み、一級河川入間川左岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同左岸堤防堤内法下に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤の川島町側法下に沿って東に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤の川島町側法下に沿って東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積三百六十六・八ヘクタール）

#### 三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

#### 四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

# 告示

## 埼玉県告示第千百六十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年 二月十八日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

### 二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

### 三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成三十年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

#### 四 受験手続

##### イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

##### ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

##### ハ 受付期日

平成三十年一月十日（水）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

##### ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県本庁舎四階保健医療部会議室

#### 五 合格発表

##### イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年三月八日（木）午前十時から午後五時まで

##### ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年三月八日（木）午前十時から四月九日（月）午後五時まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十四号

平成二十九年埼玉県告示第二百七十号(平成二十九年年度随時実施技能検定の実施)の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一口中「基礎一級」を「基礎級」に改め、一ハを削る。

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台二四、二五
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡長瀨町大字野上下郷字峠外一七二五の一・字一ノ沢二四九六の一  
（以上二筆について次の図の示す部分に限る。）、字大崩一七四九の二、字貉京  
二四八四、二四八五、字不動二四九一、字一ノ沢二四九六の二、字糠掃二六三五  
の 一

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十七号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

東松山市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

東松山市大字松山地内

### 四 作業期間

平成二十九年九月二十二日から平成二十九年十二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

久喜市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

久喜市全域

### 四 作業期間

平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百六十九号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

深谷市本郷地内（一般県道寄居岡部深谷線）

### 四 作業期間

平成二十九年十月十八日から平成二十九年十一月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千七百七十号

測量計画機関である埼玉県東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県東松山県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

比企郡小川町小川地内（主要地方道熊谷小川秩父線）

### 四 作業期間

平成二十九年十月二十三日から平成二十九年十二月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千七百七十一号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

寄居町

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量）

### 三 作業地域

大里郡寄居町全域

### 四 作業期間

平成二十九年十月六日から平成三十年一月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千七百七十二号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

宮代町

### 二 作業種類

公共測量（平成二十九年度都市計画図基本図等修正業務委託）

### 三 作業地域

宮代町全域

### 四 作業期間

平成二十九年十月二十日から平成三十年三月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千七百七十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目一番三号

#### 五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

#### 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年十月二十七日

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五五〇番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番一四地先まで	秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五五〇番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番一七地先まで	区 間
一五・二八〇 二五・八二〇	八・五一〇 一一・二二〇	敷地の幅員 (メートル)
八四・九三〇		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上長瀬停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五四一番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番六地先まで	秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五四一番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番一六地先まで	区 間
一六・三〇〃 一六・九〇	四・六〇〃 一四・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一四四・八八	一五一・八二	延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石間下吉田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>○地先まで</p>	<p>秩父市下吉田字矢畑山八八七八番二地 先から同市下吉田字矢畑五八八二番一</p>	<p>区 間</p>
<p>四五・〇九</p>	<p>七・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四六九・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>変更である。</p>	<p>平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号及び平成二十六年九月五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	石間下吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字矢畑山八八七八番二 地先から同市下吉田字矢畑五八八二 番一〇地先まで
供用開始の期日	平成二十九年十月二十七日
備考	平成二十二年三月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号、平成二十六年九月五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号及び平成二十九年十月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四六九・五 ○メートル

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田市停車場酒巻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市大字犬塚字清水五四番一 地先から</p>	<p>行田市大字犬塚字清水五四番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一九・二四〇 三三・四七</p>	<p>一九・二四〇 一九・二四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田市停車場酒巻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 同市大字馬見塚字小洗一〇番四</p>	<p>行田市大字和田字北屋敷二七四 番一地从から</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 二四・〇〇〇</p>	<p>一六・〇〇〇 一六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一二二・九〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤

隆

<p>路線名</p>	<p>行田市停車場酒巻線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>行田市大字和田字北屋敷二四九番一地先から 同市大字犬塚字清水五四番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十月二十八日 (午後三時)</p>
<p>備考</p>	<p>平成十年四月二十四日付け埼玉県告示第六百七号、平成二十九年十月二十七日付け行田県土整備事務所長告示第五号及び平成二十九年十月二十七日付け行田県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇四・五〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

#### 一 許可番号

平成二十九年四月二十八日

指令熊建セ第二八一〇〇一〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十月二十四日

熊建セ第二百三十一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四千二百九十四番一、四千二百九十四番三、四千二百九十五番一、四千二百九十五番二、四千二百九十五番三、四千二百九十五番六、四千二百九十四番四の一部、四千二百九十五番四の一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市上野町二十九番二十号

ちちぶ農業協同組合 代表理事組合長 青葉 正明

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 調達案件名及び数量  
新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター事務局用度担当  
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成29年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
オリックス・レンテック株式会社  
東京都品川区北品川5丁目5番15号大崎ブライトコア
- 5 落札金額  
90,170,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年8月4日